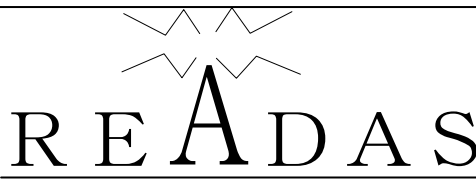


第 5627 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 1月12日 木曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例

**Q**：当社は、前期に3千万円の収益物件を購入して、消費税の申告を原則課税で行いました。その課税期間及びその翌課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、翌課税期間以後の課税期間に係る消費税の納税義務はどうなるのでしょうか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

事業者が、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度が適用されません。

また、簡易課税制度の適用を受けようとする事業者が、高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間については、消費税簡易課税制度選択届出書の提出ができません。

したがって、その収益物件を購入した日の属する課税期間の初日から3年間は、消費税の納税義務は免除されず、原則課税により消費税の確定申告を行わなければなりません。

